

「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」の一部改正について

令和8年6月
農林水産省経営局農地政策課
経営政策課

1 改正の概要

農用地等の利用を継続できなくなる状況が生じた場合の農業委員会への申出

「農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）」（以下「基本要綱」という。）においては、農業を担う者が不測の事態（怪我、病気等）により、農用地等の利用を継続できなくなる状況が生じた場合に備え、代わりに農用地等の利用を行う者をあらかじめ位置付けておくことが望ましい旨を示しているところであるが、農地を次の担い手に円滑に継承し、遊休化を防止するためには、できるだけ早い段階で離農や規模縮小の兆候を把握することが必要である。

このため、基本要綱を改正し、「農業を担う者に農用地等の利用を継続できなくなる状況が生じた場合には、速やかに農業委員会へ申し出るよう、農業委員会は、利用状況調査や利用意向調査の機会に加え、日常の戸別訪問や相談活動、地域の話合い、広報誌・ホームページへの掲載、チラシの配布等、あらゆる機会を捉えて、農業を担う者に対し、周知すること」を明記する。

（参考）

地域計画のキャラバン等において、「担い手等が離農や規模縮小をする際、次の担い手へ農地を円滑に承継することに苦慮する場合がある」との声も聞かれるところ、複数の農業委員会において、離農や規模縮小をする場合には速やかに申し出るよう、様々な場（利用状況調査、地域計画の話し合いの場、広報誌、HP、回覧等）で周知を行っている事例があることを踏まえたもの

2 施行期日

令和8年6月5日